

中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案要綱

第一 独立行政法人勤労者退職金共済機構の設立

一 目的

独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「機構」という。）は、中小企業の従業員に係る退職金制度を運営することを目的とするものとする。こと。（第五十八条関係）

二 役員

機構の役員の数並びに職務及び権限について所要の規定を設けるものとする。こと。（第六十条から

第六十二条まで関係）

三 秘密保持義務

機構の役員又は職員に対してその職務上の秘密に対する保持義務を課すものとする。こと。（第六十五

条関係）

四 積立金の処分

機構の積立金の処分について所要の規定を設けるものとする。こと。（第七十五条関係）

五 余裕金の運用の特例

業務上の余裕金の運用について、独立行政法人通則法の特例等を設けるものとする。 (第七十七

条関係)

六 国家公務員宿舎法の適用除外

国家公務員宿舎法の適用除外を定めるものとする。 (第八十一条関係)

七 国家公務員共済法の適用に関する特例

国家公務員共済法の適用に関する特例を定めるものとする。 (第八十二条関係)

第二 附則

一 施行期日

この法律は、平成十五年十月一日から施行するものとする。ただし、二については、公布の日から施行するものとする。 (附則第一条関係)

二 勤労者退職金共済機構の解散等

勤労者退職金共済機構は、機構の設立の時に於いて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、

その時において機構が承継するものとする。 (附則第二条関係)

三 業務の特例

機構は、貸し付けられた資金に係る債権の回収が終了するまでの間、当該債権の管理及び回収を行うものとする。 (附則第五条から第十条まで関係)

四 その他

その他この法律の施行に関し必要な経過措置を定めるとともに関係法律の規定の整備を行うものとする。 (附則第三条、第四条及び第十一条から第十八条まで関係)